

(機械警備業務管理者業務用)

誓 約 書

私は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する業務で、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「施行規則」という。）第61条各号に掲げる

- 1 警備業務用機械装置による警備業務対象施設の警戒、警備業務用機械装置の維持管理その他の警備業務用機械装置の運用を円滑に行うための計画を作成し、その計画に基づき警備業務用機械装置の運用を行うように警備員その他の者を監督すること。
- 2 指令業務に関する基準を作成し、その基準により指令業務を統制するため指令業務に従事する警備員を指導すること。
- 3 警備員に対し、警察機関への連絡について指導を行うこと。
- 4 法44条に規定する書類の記載について監督すること。
- 5 機械警備業務の管理について機械警備業者に必要な助言をすること。

について、誠実に業務を行うことを誓約します。

和歌山県公安委員会 様

年 月 日

住 所

氏 名